

令和6年12月6日提出

今治市議会定例会（第5回）議案

今治市議会定例会（第5回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案104	今治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	1
議案105	今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の	91
	一部を改正する条例制定について	
議案106	今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に	97
	ついて	
議案107	今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条	103
	例制定について	

今治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月6日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

- 1 人事院の給与勧告に鑑み、本市職員の給与もこれに準じて改定し、その他所要の改正をしようとするもの。
- 2 人事院の給与勧告に鑑み、会計年度任用職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。

今治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(今治市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 今治市職員の給与に関する条例(平成17年今治市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

附則第19項中「256,200」を「260,000」に、「224,200」を「227,500」に、「275,600」を「279,700」に、「234,300」を「237,700」に、「290,700」を「294,900」に、「239,800」を「243,300」に、「316,200」を「320,600」に、「253,000」を「256,500」に、「358,000」を「362,700」に、「277,500」を「281,100」に、「391,200」を「396,200」に、「293,400」を「297,200」に改める。

別表第1、別表第2イ及びウの表並びに別表第3を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500

27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	

59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		

91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200
94		299,400	347,400		
95		299,700	347,800		
96		300,100	348,200		
97		300,300	348,400		
98		300,600	348,800		
99		301,000	349,200		
100		301,400	349,500		
101		301,600	349,800		
102		301,900	350,200		
103		302,200	350,600		
104		302,500	351,000		
105		302,700	351,500		
106		303,000	351,900		
107		303,300	352,300		
108		303,600	352,700		
109		303,800	353,200		
110		304,200	353,600		
111		304,600	353,900		
112		304,900	354,200		
113		305,100	354,700		
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			
119		306,700			
120		307,000			
121		307,400			
122		307,600			

	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	

28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300

59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600
86		294,100	330,400	351,200	
87		294,300	330,600	351,500	
88		294,500	330,900	351,800	
89		294,900	331,300	352,200	

	90		295,100	331,700	352,500	
	91		295,300	332,000	352,800	
	92		295,500	332,300	353,100	
	93		295,900	332,600	353,500	
	94		296,100	332,800	353,800	
	95		296,300	333,200	354,100	
	96		296,600	333,500	354,400	
	97		296,900	333,700	354,700	
	98		297,100	334,000	355,100	
	99		297,300	334,300	355,500	
	100		297,600	334,600	355,900	
	101		297,900	334,800	356,400	
	102		298,100	335,100	356,800	
	103		298,300	335,400	357,200	
	104		298,600	335,600	357,600	
	105		298,900	335,800	358,100	
	106			336,000		
	107			336,400		
	108			336,600		
	109			336,800		
	110			337,200		
	111			337,600		
	112			338,000		
	113			338,200		
定年前再任用短時間 勤務職員		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

備考 この表は、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	

28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500

59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200

90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900	364,300		
119	300,000	331,200	364,800		
120	300,300	331,400	365,300		

121	300,600	331,600	365,700
122	301,000	331,900	366,200
123	301,300	332,200	366,700
124	301,600	332,500	367,200
125	301,800	332,700	367,500
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	

	152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300			
	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再任用短時間 勤務職員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師及び保健センター等に勤務する保健師等で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	199,600	246,200	284,700	302,400
	2	201,300	248,300	285,500	303,700
	3	203,000	250,300	286,300	305,000
	4	204,700	252,300	287,100	306,200
	5	206,300	254,300	287,800	307,400
	6	207,900	255,900	288,800	309,000
	7	209,500	257,500	289,700	310,600
	8	211,100	258,800	290,600	312,200
	9	212,700	260,300	291,500	313,800
	10	214,500	261,500	292,400	315,500
	11	216,300	262,600	293,300	317,000
	12	217,400	263,700	294,200	318,500
	13	218,500	264,800	295,000	319,700
	14	219,700	265,900	296,000	321,100
	15	220,900	267,000	297,200	322,500
	16	222,000	268,100	298,300	323,900
	17	223,100	269,200	299,500	325,300
	18	224,100	270,100	300,600	326,800
	19	225,100	271,000	301,700	328,200
	20	226,100	271,800	302,800	329,600
	21	227,100	272,400	303,900	331,000
	22	228,500	273,100	305,000	332,600
	23	229,800	273,900	306,100	334,200
	24	231,100	274,600	307,100	335,700
	25	232,400	275,600	308,100	337,200
26	233,700	276,500	309,100	338,800	

27	235,000	277,400	310,100	340,400
28	236,200	278,300	311,100	341,900
29	237,400	279,300	312,100	343,400
30	238,400	280,200	313,100	344,900
31	239,400	281,100	314,100	346,400
32	240,400	282,000	315,100	347,900
33	241,400	282,900	316,100	349,400
34	242,400	283,700	317,200	351,000
35	243,300	284,600	318,300	352,600
36	244,200	285,500	319,400	354,100
37	245,100	286,500	320,500	355,300
38	246,000	287,500	321,600	356,800
39	246,900	288,500	322,700	358,300
40	247,700	289,400	323,800	359,800
41	248,500	290,300	324,800	361,200
42	249,100	291,300	325,900	362,700
43	249,700	292,300	327,000	364,200
44	250,300	293,200	328,000	365,700
45	250,800	294,100	329,000	367,100
46	251,300	295,100	329,900	368,500
47	251,800	296,100	330,800	369,900
48	252,300	297,000	331,700	371,300
49	252,800	297,900	332,600	372,300
50	253,400	298,800	333,300	373,400
51	253,900	299,700	333,900	374,300
52	254,400	300,600	334,500	375,400
53	254,800	301,400	335,100	376,100
54	255,300	302,300	335,800	376,700
55	255,800	303,200	336,400	377,400
56	256,300	304,000	337,000	378,200
57	256,800	304,900	337,600	379,000

58	257,200	305,900	338,100	379,700
59	257,600	306,900	338,600	380,500
60	258,000	307,800	339,100	381,200
61	258,400	308,700	339,500	382,000
62	258,800	309,700	339,700	382,700
63	259,200	310,600	340,200	383,400
64	259,600	311,500	340,700	384,000
65	260,000	312,400	341,000	384,300
66	260,400	313,300	341,400	384,900
67	260,800	314,200	341,900	385,500
68	261,200	315,000	342,300	386,200
69	261,600	315,700	342,700	386,600
70	262,000	316,600	343,200	387,300
71	262,400	317,400	343,600	387,900
72	262,800	318,200	344,100	388,500
73	263,200	319,000	344,300	388,900
74	263,600	319,500	344,800	389,400
75	264,000	320,000	345,300	390,000
76	264,400	320,500	345,700	390,500
77	264,800	321,000	346,000	390,900
78	265,200	321,600	346,400	391,400
79	265,600	322,100	346,900	391,900
80	265,900	322,600	347,300	392,400
81	266,200	322,900	347,500	392,900
82	266,600	323,200	347,800	393,300
83	267,000	323,700	348,200	393,700
84	267,300	324,000	348,600	394,100
85	267,600	324,300	348,900	394,300
86	268,000	324,600	349,200	394,500
87	268,400	324,900	349,600	394,800
88	268,700	325,200	350,000	395,100

89	269,000	325,600	350,300	395,300
90	269,400	326,000	350,700	395,600
91	269,800	326,300	351,100	395,900
92	270,100	326,500	351,300	396,100
93	270,400	327,000	351,600	396,300
94	270,800	327,400		
95	271,200	327,600		
96	271,500	328,000		
97	271,800	328,400		
98	272,200	328,800		
99	272,600	329,200		
100	272,900	329,500		
101	273,200	329,700		
102	273,600	330,000		
103	274,000	330,300		
104	274,300	330,600		
105	274,500	331,000		
106	274,700	331,200		
107	275,000	331,500		
108	275,300	331,900		
109	275,600	332,300		
110	275,900	332,600		
111	276,200	332,900		
112	276,400	333,200		
113	276,700	333,500		
114	277,000	333,900		
115	277,300	334,200		
116	277,700	334,400		
117	278,000	334,600		
118	278,300	334,900		
119	278,600	335,200		

120	279,000	335,500
121	279,200	335,700
122	279,400	
123	279,800	
124	280,100	
125	280,300	
126	280,600	
127	281,000	
128	281,400	
129	281,600	
130	282,000	
131	282,400	
132	282,700	
133	282,900	
134	283,200	
135	283,600	
136	283,900	
137	284,100	
138	284,400	
139	284,700	
140	285,000	
141	285,200	
142	285,400	
143	285,600	
144	285,900	
145	286,300	
146	286,500	
147	286,800	
148	287,100	
149	287,400	
150	287,600	

	151	287,900			
	152	288,100			
	153	288,400			
定年前再任用短時間 勤務職員		205,800	245,600	260,100	293,600

備考 この表は、養護老人ホーム、保育所等に勤務し、指導、介護、保育等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 今治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「55歳（別に市長が定める職員にあっては、56歳以上の年齢）に達した日後における最初の4月1日以後の職員（医療職給料表（一）の適用を受ける者を除く。）に関する」を「次の各号に掲げる職員の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳（別に市長が定める職員にあっては、56歳以上の年齢）に達した日後における最初の4月1日以後の職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「（以下「行政職（一）8級職員」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第11条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第12条第1項第1号中「項から第3項まで」を「条」に改め、同条第2項第1号中「以下の号及び」を削り、「次項」の次に「及び第6項」を加え、「という。）」を「という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額

に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

第12条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額及び通行料金相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条中第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特急列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

第13条第3項中「国家公務員、職員以外の地方公務員又は市長が規則で定める法人に使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改める。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第28条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第32条第2項中「、第11条」を削る。

附則中第19項を削り、第20項を第19項とする。

附則第21項中「附則第23項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第20項とし、附則第22項を附則第21項とする。

附則第23項中「附則第25項」を「附則第24項」に、「附則第21項」を「附則第20項」に改め、同項を附則第22項とし、附則第24項を附則第23項とする。

附則第25項中「附則第21項」を「附則第20項」に、「附則第23項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第26項中「附則第23項」を「附則第22項」に、「附則第21項」を「附則第20項」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第27項中「附則第21項」を「附則第20項」に、「附則第23項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第26項とする。

附則第28項中「附則第20項」を「附則第19項」に改め、同項を附則第27項とする。

別表第1、別表第2イ及びウの表並びに別表第3を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	

27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	

59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			

91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					
112		304,900					
113		305,100					
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					

	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	

28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200

59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	
86		294,100	331,700	352,500	
87		294,300	332,000	352,800	
88		294,500	332,300	353,100	
89		294,900	332,600	353,500	

	90		295,100	332,800	353,800	
	91		295,300	333,200	354,100	
	92		295,500	333,500	354,400	
	93		295,900	333,700	354,700	
	94		296,100	334,000	355,100	
	95		296,300	334,300	355,500	
	96		296,600	334,600	355,900	
	97		296,900	334,800	356,400	
	98		297,100	335,100	356,800	
	99		297,300	335,400	357,200	
	100		297,600	335,600	357,600	
	101		297,900	335,800	358,100	
	102		298,100	336,000		
	103		298,300	336,400		
	104		298,600	336,600		
	105		298,900	336,800		
	106			337,200		
	107			337,600		
	108			338,000		
	109			338,200		
定年前再任用短時間 勤務職員		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

備考 この表は、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	

28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800

59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	

90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	

121	300,600	331,600	367,500
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	

	152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300			
	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再任用短時間 勤務職員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師及び保健センター等に勤務する保健師等で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800
	2	201,300	255,900	288,800	315,500
	3	203,000	257,500	289,700	317,000
	4	204,700	258,800	290,600	318,500
	5	206,300	260,300	291,500	319,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100
	7	209,500	262,600	293,300	322,500
	8	211,100	263,700	294,200	323,900
	9	212,700	264,800	295,000	325,300
	10	214,500	265,900	296,000	326,800
	11	216,300	267,000	297,200	328,200
	12	217,400	268,100	298,300	329,600
	13	218,500	269,200	299,500	331,000
	14	219,700	270,100	300,600	332,600
	15	220,900	271,000	301,700	334,200
	16	222,000	271,800	302,800	335,700
	17	223,100	272,400	303,900	337,200
	18	224,100	273,100	305,000	338,800
	19	225,100	273,900	306,100	340,400
	20	226,100	274,600	307,100	341,900
	21	227,100	275,600	308,100	343,400
	22	228,500	276,500	309,100	344,900
	23	229,800	277,400	310,100	346,400
	24	231,100	278,300	311,100	347,900
	25	232,400	279,300	312,100	349,400
26	233,700	280,200	313,100	351,000	

27	235,000	281,100	314,100	352,600
28	236,200	282,000	315,100	354,100
29	237,400	282,900	316,100	355,300
30	238,400	283,700	317,200	356,800
31	239,400	284,600	318,300	358,300
32	240,400	285,500	319,400	359,800
33	241,400	286,500	320,500	361,200
34	242,400	287,500	321,600	362,700
35	243,300	288,500	322,700	364,200
36	244,200	289,400	323,800	365,700
37	245,100	290,300	324,800	367,100
38	246,000	291,300	325,900	368,500
39	246,900	292,300	327,000	369,900
40	247,700	293,200	328,000	371,300
41	248,500	294,100	329,000	372,300
42	249,100	295,100	329,900	373,400
43	249,700	296,100	330,800	374,300
44	250,300	297,000	331,700	375,400
45	250,800	297,900	332,600	376,100
46	251,300	298,800	333,300	376,700
47	251,800	299,700	333,900	377,400
48	252,300	300,600	334,500	378,200
49	252,800	301,400	335,100	379,000
50	253,400	302,300	335,800	379,700
51	253,900	303,200	336,400	380,500
52	254,400	304,000	337,000	381,200
53	254,800	304,900	337,600	382,000
54	255,300	305,900	338,100	382,700
55	255,800	306,900	338,600	383,400
56	256,300	307,800	339,100	384,000
57	256,800	308,700	339,500	384,300

58	257,200	309,700	339,700	384,900
59	257,600	310,600	340,200	385,500
60	258,000	311,500	340,700	386,200
61	258,400	312,400	341,000	386,600
62	258,800	313,300	341,400	387,300
63	259,200	314,200	341,900	387,900
64	259,600	315,000	342,300	388,500
65	260,000	315,700	342,700	388,900
66	260,400	316,600	343,200	389,400
67	260,800	317,400	343,600	390,000
68	261,200	318,200	344,100	390,500
69	261,600	319,000	344,300	390,900
70	262,000	319,500	344,800	391,400
71	262,400	320,000	345,300	391,900
72	262,800	320,500	345,700	392,400
73	263,200	321,000	346,000	392,900
74	263,600	321,600	346,400	393,300
75	264,000	322,100	346,900	393,700
76	264,400	322,600	347,300	394,100
77	264,800	322,900	347,500	394,300
78	265,200	323,200	347,800	394,500
79	265,600	323,700	348,200	394,800
80	265,900	324,000	348,600	395,100
81	266,200	324,300	348,900	395,300
82	266,600	324,600	349,200	395,600
83	267,000	324,900	349,600	395,900
84	267,300	325,200	350,000	396,100
85	267,600	325,600	350,300	396,300
86	268,000	326,000	350,700	
87	268,400	326,300	351,100	
88	268,700	326,500	351,300	

89	269,000	327,000	351,600
90	269,400	327,400	
91	269,800	327,600	
92	270,100	328,000	
93	270,400	328,400	
94	270,800	328,800	
95	271,200	329,200	
96	271,500	329,500	
97	271,800	329,700	
98	272,200	330,000	
99	272,600	330,300	
100	272,900	330,600	
101	273,200	331,000	
102	273,600	331,200	
103	274,000	331,500	
104	274,300	331,900	
105	274,500	332,300	
106	274,700	332,600	
107	275,000	332,900	
108	275,300	333,200	
109	275,600	333,500	
110	275,900	333,900	
111	276,200	334,200	
112	276,400	334,400	
113	276,700	334,600	
114	277,000	334,900	
115	277,300	335,200	
116	277,700	335,500	
117	278,000	335,700	
118	278,300		
119	278,600		

120	279,000
121	279,200
122	279,400
123	279,800
124	280,100
125	280,300
126	280,600
127	281,000
128	281,400
129	281,600
130	282,000
131	282,400
132	282,700
133	282,900
134	283,200
135	283,600
136	283,900
137	284,100
138	284,400
139	284,700
140	285,000
141	285,200
142	285,400
143	285,600
144	285,900
145	286,300
146	286,500
147	286,800
148	287,100
149	287,400
150	287,600

	151	287,900			
	152	288,100			
	153	288,400			
定年前再任用短時間 勤務職員		205,800	245,600	260,100	293,600

備考 この表は、養護老人ホーム、保育所等に勤務し、指導、介護、保育等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

(今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例 (令和元年今治市条例第 36 号) の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 項中「 100 分の 122.5 」を「 100 分の 125 」に改める。

第 26 条の 2 第 2 項中「 100 分の 102.5 」を「 100 分の 105 」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

職務 の級	行政職(一)		医療職(一)	医療職(二)		医療職(三)		福祉職	
	1級	2級	1級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	885,000	188,600	227,400	207,700	240,600	199,600	254,300
2	184,600	231,500	887,800	190,700	228,700	209,600	242,800	201,300	255,900
3	185,800	233,000	890,600	192,800	230,000	211,400	245,000	203,000	257,500
4	186,900	234,500	893,400	194,900	231,300	213,100	247,200	204,700	258,800
5	188,000	236,000	896,000	196,900	232,500	214,800	249,400	206,300	260,300
6	189,700	237,500	898,500	198,900	233,600	216,700	250,400	207,900	261,500
7	191,300	239,000	901,000	200,900	234,600	218,500	251,300	209,500	262,600
8	192,900	240,500	903,500	202,700	235,600	220,200	252,200	211,100	263,700
9	194,500	242,000	906,000	204,500	236,700	221,900	253,100	212,700	264,800
10	196,200	243,400	908,500	206,400	237,900	223,900	254,300	214,500	265,900
11	197,800	244,800	911,000	208,300	239,200	225,800	255,400	216,300	267,000
12	199,400	246,200	913,500	210,400	240,500	227,700	256,300	217,400	268,100
13	201,000	247,400	916,000	212,100	241,800	229,600	257,100	218,500	269,200
14	202,700	248,600	918,500	214,100	243,100	231,600	257,800	219,700	270,100
15	204,400	249,800	921,000	216,300	244,400	233,600	258,500	220,900	271,000
16	206,100	251,000	923,500	218,400	245,600	235,600	259,400	222,000	271,800
17	207,400	252,100	926,000	220,500	246,800	237,600	260,500	223,100	272,400
18	209,000	253,200	928,800	221,600	248,000	239,600	261,600	224,100	273,100
19	210,600	254,300	931,600	222,700	249,200	241,700	262,700	225,100	273,900
20	212,100	255,400	934,400	223,800	250,400	243,700	263,800	226,100	274,600
21	213,600	256,400	937,000	224,900	251,500	245,600	264,900	227,100	275,600
22	215,200	257,400	939,500	225,800	252,400	246,800	266,000	228,500	276,500
23	216,800	258,400	942,000	226,700	253,200	248,000	267,100	229,800	277,400
24	218,400	259,400	944,500	227,600	254,000	249,100	268,200	231,100	278,300
25	220,000	260,400	947,000	228,500	254,800	250,200	269,200	232,400	279,300

26	221,700	261,300	949,500	229,400	255,600	251,100	270,300	233,700	280,200
27	223,000	262,200	952,000	230,300	256,400	252,000	271,400	235,000	281,100
28	224,300	263,100	954,500	231,200	257,200	252,900	272,400	236,200	282,000
29	225,600	263,900	957,000	232,100	258,000	253,700	273,400	237,400	282,900
30	226,700	264,700	959,500	233,000	258,800	254,500	274,100	238,400	283,700
31	227,800	265,500	962,000	233,900	259,600	255,200	274,800	239,400	284,600
32	228,900	266,300	964,500	234,800	260,400	255,900	275,500	240,400	285,500
33	230,000	267,000	967,000	235,600	261,200	256,700	276,200	241,400	286,500
34	231,100	267,800	969,800	236,400	262,000	257,500	276,800	242,400	287,500
35	232,200	268,600	972,600	237,200	262,700	258,300	277,300	243,300	288,500
36	233,300	269,300	975,400	238,000	263,500	259,000	277,800	244,200	289,400
37	234,400	270,000	978,000	238,800	264,400	259,700	278,300	245,100	290,300
38	235,400	270,800	980,300	239,600	265,200	260,600	278,900	246,000	291,300
39	236,400	271,600	982,600	240,400	266,000	261,500	279,400	246,900	292,300
40	237,300	272,300	984,900	241,200	266,800	262,300	279,900	247,700	293,200
41	238,200	273,000	987,000	241,800	267,600	263,100	280,300	248,500	294,100
42	239,100	273,800	989,300	242,400	268,400	264,000	280,800	249,100	295,100
43	239,900	274,600	991,600	243,000	269,200	264,800	281,300	249,700	296,100
44	240,700	275,300	993,900	243,500	270,000	265,600	281,800	250,300	297,000
45	241,400	276,000	996,000	244,000	270,700	266,400	282,300	250,800	297,900
46	242,000	276,700	998,500	244,600	271,500	267,100	282,800	251,300	298,800
47	242,600	277,400	1,001,000	245,100	272,300	267,800	283,300	251,800	299,700
48	243,200	278,100	1,003,500	245,500	273,100	268,400	283,800	252,300	300,600
49	243,800	278,800	1,006,000	245,900	273,800	269,000	284,300	252,800	301,400
50	244,400	279,500	1,008,300	246,400	274,600	269,500	284,800	253,400	302,300
51	245,000	280,200	1,010,600	246,900	275,300	270,000	285,300	253,900	303,200
52	245,500	280,900	1,012,900	247,400	276,000	270,400	285,800	254,400	304,000
53	246,000	281,500	1,015,000	247,700	276,700	270,800	286,300	254,800	304,900
54	246,400	282,200	1,017,300	248,000	277,400	271,300	286,800	255,300	305,900
55	246,700	282,800	1,019,600	248,300	278,100	271,800	287,300	255,800	306,900
56	247,000	283,500	1,021,900	248,600	278,800	272,200	287,800	256,300	307,800

57	247,300	284,100	1,024,000	248,900	279,500	272,600	288,300	256,800	308,700
58	247,600	284,800	1,026,500	249,200	280,200	273,000	289,100	257,200	309,700
59	247,900	285,400	1,029,000	249,500	280,900	273,400	289,900	257,600	310,600
60	248,200	286,100	1,031,500	249,800	281,500	273,800	290,600	258,000	311,500
61	248,500	286,700	1,034,000	250,100	282,100	274,200	291,300	258,400	312,400
62	248,800	287,400	1,036,300	250,400	282,800	274,600	292,200	258,800	313,300
63	249,100	288,000	1,038,600	250,700	283,500	275,000	293,100	259,200	314,200
64	249,400	288,500	1,040,900	251,000	284,100	275,400	293,900	259,600	315,000
65	249,700	289,000	1,043,000	251,300	284,700	275,800	294,700	260,000	315,700
66	250,000	289,600	1,045,300	251,600	285,400	276,200	295,600	260,400	316,600
67	250,300	290,100	1,047,600	251,900	286,100	276,600	296,400	260,800	317,400
68	250,600	290,700	1,049,900	252,200	286,700	277,000	297,200	261,200	318,200
69	250,900	291,200	1,052,000	252,500	287,300	277,400	298,000	261,600	319,000
70	251,200	291,700	1,054,500	252,800	288,000	277,900	298,900	262,000	319,500
71	251,500	292,300	1,057,000	253,100	288,700	278,400	299,800	262,400	320,000
72	251,800	292,900	1,059,500	253,300	289,300	278,800	300,700	262,800	320,500
73	252,100	293,400	1,062,000	253,500	289,900	279,200	301,600	263,200	321,000
74	252,400	293,900	1,064,300	253,800	290,400	279,800	302,500	263,600	321,600
75	252,700	294,300	1,066,600	254,100	290,800	280,400	303,400	264,000	322,100
76	253,000	294,600	1,068,900	254,300	291,200	280,900	304,300	264,400	322,600
77	253,300	294,800	1,071,000	254,500	291,600	281,400	305,100	264,800	322,900
78	253,600	295,100		254,800	291,900	282,000	306,100	265,200	323,200
79	253,900	295,300		255,100	292,200	282,600	307,100	265,600	323,700
80	254,200	295,600		255,300	292,500	283,100	308,000	265,900	324,000
81	254,500	295,800		255,500	292,800	283,600	308,500	266,200	324,300
82	254,800	296,000		255,800	293,100	284,100	309,400	266,600	324,600
83	255,100	296,300		256,100	293,400	284,600	310,300	267,000	324,900
84	255,400	296,500		256,300	293,700	285,100	311,100	267,300	325,200
85	255,700	296,800		256,500	293,900	285,600	311,900	267,600	325,600
86	256,000	297,100			294,100	286,100	312,900	268,000	326,000
87	256,300	297,400			294,300	286,600	313,900	268,400	326,300

88	256,600	297,700	294,500	287,100	314,900	268,700	326,500
89	256,900	298,000	294,900	287,600	315,800	269,000	327,000
90	257,200	298,300	295,100	288,100	316,900	269,400	327,400
91	257,500	298,600	295,300	288,600	317,900	269,800	327,600
92	257,800	299,000	295,500	289,100	318,900	270,100	328,000
93	258,100	299,200	295,900	289,600	319,700	270,400	328,400
94		299,400	296,100	290,200	320,400	270,800	328,800
95		299,700	296,300	290,800	321,100	271,200	329,200
96		300,100	296,600	291,400	321,700	271,500	329,500
97		300,300	296,900	292,000	322,200	271,800	329,700
98		300,600	297,100	292,500	322,500	272,200	330,000
99		301,000	297,300	293,000	323,100	272,600	330,300
100		301,400	297,600	293,500	323,700	272,900	330,600
101		301,600	297,900	294,000	324,100	273,200	331,000
102		301,900	298,100	294,500	324,700	273,600	331,200
103		302,200	298,300	295,000	325,300	274,000	331,500
104		302,500	298,600	295,400	325,800	274,300	331,900
105		302,700	298,900	295,800	326,200	274,500	332,300
106		303,000		296,300	326,700	274,700	332,600
107		303,300		296,800	327,200	275,000	332,900
108		303,600		297,100	327,700	275,300	333,200
109		303,800		297,300	328,100	275,600	333,500
110		304,200		297,600	328,500	275,900	333,900
111		304,600		297,800	328,800	276,200	334,200
112		304,900		298,100	329,100	276,400	334,400
113		305,100		298,400	329,400	276,700	334,600
114		305,300		298,600	329,800	277,000	334,900
115		305,600		298,900	330,100	277,300	335,200
116		306,000		299,100	330,400	277,700	335,500
117		306,200		299,400	330,600	278,000	335,700
118		306,400		299,700	330,900	278,300	

119	306,700			300,000	331,200	278,600
120	307,000			300,300	331,400	279,000
121	307,400			300,600	331,600	279,200
122	307,600			301,000	331,900	279,400
123	307,900			301,300	332,200	279,800
124	308,200			301,600	332,500	280,100
125	308,500			301,800	332,700	280,300
126				302,000	333,000	280,600
127				302,300	333,400	281,000
128				302,700	333,600	281,400
129				302,900	333,800	281,600
130				303,200	334,000	282,000
131				303,600	334,400	282,400
132				304,000	334,600	282,700
133				304,200	334,900	282,900
134				304,500	335,300	283,200
135				304,800	335,700	283,600
136				305,100	336,100	283,900
137				305,300	336,400	284,100
138				305,600	336,800	284,400
139				305,900	337,200	284,700
140				306,200	337,600	285,000
141				306,400	337,900	285,200
142				306,800	338,300	285,400
143				307,200	338,600	285,600
144				307,500	339,000	285,900
145				307,700	339,300	286,300
146				307,900	339,700	286,500
147				308,200	340,100	286,800
148				308,600	340,500	287,100
149				308,800	340,800	287,400

150					309,000	341,200	287,600
151					309,300	341,600	287,900
152					309,600	342,000	288,100
153					310,000	342,300	288,400
154					310,200		
155					310,400		
156					310,700		
157					311,000		
158					311,300		
159					311,600		
160					311,900		
161					312,300		
162					312,600		
163					312,900		
164					313,200		
165					313,600		
166					313,900		
167					314,200		
168					314,500		
169					314,900		

備考

- 1 行政職（一）は、次項から第5項までに掲げる職員以外の全てのものに適用する。
- 2 医療職（一）は、医師について適用する。
- 3 医療職（二）は、栄養士等で規則で定めるものに適用する。
- 4 医療職（三）は、看護師、准看護師、保健師等で規則で定めるものに適用する。
- 5 福祉職は、指導、介護、保育等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定並びに附則第 4 項から第 9 項までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 1 条の規定（第 28 条第 2 項及び第 3 項並びに第 31 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定を除く。）による改正後の今治市職員の給与に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用し、第 1 条の規定（第 28 条第 2 項及び第 3 項並びに第 31 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定に限る。）による改正後の今治市職員の給与に関する条例の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正後の今治市職員の給与に関する条例（以下「第 1 条改正後給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の今治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替)

- 4 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において、今治市職員の給与に関する条例別表第 1、別表第 2 イ及びウの表並びに別表第 3 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定による改正後の給与条例（以下「第 2 条改正後給与条例」という。）第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものに対しては、支給しない。」と、

同条第2項中「(5) 重度の心身障害者」とあるのは 「(5) 重度の心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500
婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)」

円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」
とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

7 第2条改正後給与条例第12条第4項及び第13条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の
適用を受ける職員となったものにも適用する。

(今治市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

8 今治市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年今治市条例第26号)の一部
を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「附則第21項」を「附則第20項」に改める。

(今治市職員退職手当支給条例の一部改正)

9 今治市職員退職手当支給条例(平成17年今治市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「附則第21項」を「附則第20項」に改める。

(委任)

10 附則第3項から第7項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長
が別に定める。

附則別表

号給の切替表(附則第4項関係)

ア 行政職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1

8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4

39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		

70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					

101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7

16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38

47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69

78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		

109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

ウ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15

24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46

55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77

86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		

117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

エ 福祉職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11

20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42

51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73

82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90		
95	91		
96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		

113	109		
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		

「参 考」

第 1 条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4 ~ 6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4 ~ 6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項</p>

において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

(附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

18 略

19 当分の間、定年前再任用短時間勤務職員に係る別表第1の適用については、同表定年前再任用短時間勤務職員の項中「260,000」とあるのは「227,500」と、「279,700」とあるのは「237,700」と、「294,900」とあるのは「243,300」と、「320,600」とあるのは「256,500」と、「362,700」とあるのは「281,100」と、「396,200」とあるのは「297,200」と読み替えるものとする。

において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

(附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

18 略

19 当分の間、定年前再任用短時間勤務職員に係る別表第1の適用については、同表定年前再任用短時間勤務職員の項中「256,200」とあるのは「224,200」と、「275,600」とあるのは「234,300」と、「290,700」とあるのは「239,800」と、「316,200」とあるのは「253,000」と、「358,000」とあるのは「277,500」と、「391,200」とあるのは「293,400」と読み替えるものとする。

「参 考」

第2条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(昇格及び昇給の基準等)	(昇格及び昇給の基準等)
第5条 略	第5条 略
2～6 略	2～6 略
7 <u>次の各号に掲げる職員の</u>	7 <u>55歳(別に市長が定める職員にあっては、56歳以上の年齢)に達した日後における最初の4月1日以後の職員(医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。)</u> に関する第5項
第5項	
の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
(1) <u>55歳(別に市長が定める職員にあっては、56歳以上の年齢)に達した日後における最初の4月1日以後の職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び次号に掲げる職員を除く。)</u>	
(2) <u>行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員</u>	
8～10 略	8～10 略
(扶養手当)	(扶養手当)
第8条 略	第8条 略
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を

受けている者をいう。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族_____については1人につき6,500円(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの_____にあつては、3,500円)_____とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶

受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出はしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号まで_____のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職(一)8級職員」という。))にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第9条 削除

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を届け出て任命権者の承認を得なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。

ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職(一)8級職員が行政職(一)8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職(一)8級職員以外のものが行政職(一)8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある

(住居手当)

第11条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第13条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条 _____ において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

子となった場合

(住居手当)

第11条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第13条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 _____

_____が居住するための住宅(市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(_____ 次項及び第6項において「運賃等相当額」という。)

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 _____

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項 _____ において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超える

_____、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下第1号及び次項において「特急列車等」という。) _____

_____を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する

ときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下第1号及び次項において「特急列車等」という。) でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当す

特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特急列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 略

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号

る額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(この号において「1月当たりの特別料金等相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の特急列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

4 略

に定める額、特別料金等相当額及び通行料金相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 略

8 略

9 略

10 略

(単身赴任手当)

第13条 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと

_____に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認

5 略

6 略

7 略

8 略

(単身赴任手当)

第13条 略

2 略

3 国家公務員、職員以外の地方公務員又は市長が規則で定める法人に使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受け

る職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認

められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第23条 次条の規定により管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、次条の規定により管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額 _____

められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第23条 次条の規定により管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、次条の規定により管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間 _____ であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____

_____とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で

定める勤務をした職員にあっては、その額

に100分の150を乗じて得た額)

(2) 略

4 略

(期末手当)

第28条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 ~ 6 略

(勤勉手当)

第31条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養

(2) 略

4 略

(期末手当)

第28条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 ~ 6 略

(勤勉手当)

第31条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養

手当の月額及びこれに対する地域手当の
月額の合計額を加算した額に100分の
105 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時
間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤
務職員の勤勉手当基礎額に100分の50
を乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員等につい
ての適用除外)

第32条 略

2 第5条第3項から第10項まで、第8条、第
9条_____及び第25条の規定は、定年前再
任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(附則第14項の規定により給与が減ぜられ
て支給される育児短時間勤務職員等に関す
る読替え)

18 略

(新型コロナウイルス感染症により生じた
事態に対処する職員の特殊勤務手当の特例)

手当の月額及びこれに対する地域手当の
月額の合計額を加算した額に100分の
107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時
間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤
務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25
を乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員等につい
ての適用除外)

第32条 略

2 第5条第3項から第10項まで、第8条、第
9条、第11条及び第25条の規定は、定年前再
任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(附則第14項の規定により給与が減ぜられ
て支給される育児短時間勤務職員等に関す
る読替え)

18 略

19 当分の間、定年前再任用短時間勤務職員
に係る別表第1の適用については、同表定年
前再任用短時間勤務職員の項中「260,000」
とあるのは「227,500」と、「279,700」とあ
るのは「237,700」と、「294,900」とあるの
は「243,300」と、「320,600」とあるのは
「256,500」と、「362,700」とあるのは
「281,100」と、「396,200」とあるのは
「297,200」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症により生じた
事態に対処する職員の特殊勤務手当の特例)

19 略

20 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第22項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

21 略

22 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給

20 略

21 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第23項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

22 略

23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給

料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 略

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。) であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

27 当分の間、附則第19項の規定は、適用しない。

料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 略

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。) であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

28 当分の間、附則第20項の規定は、適用しない。

「参 考」

第3条による今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第26条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u> を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第26条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u> を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p>

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期
末手当支給条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月6日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償
及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年今治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「参 考」

第 1 条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (退職した議員にあっては、退職した日現在) において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (退職した議員にあっては、退職した日現在) において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>

「参 考」

第2条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>

今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年12月 6 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

人事院の給与勧告に鑑み、特別職の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。

今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の今治市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の今治市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「参 考」

第1条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>

「参 考」

第2条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>

今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年12月 6 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

人事院の給与勧告に鑑み、一般職の任期付職員の給与もこれに準じて改定し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

別表第1中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、「839,000」を「864,000」に改める。

第2条 今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「、第25条及び第31条」を「及び第25条」に改め、同条第2項中「第2条、」を削り、「及び第28条第2項」を「、第28条第2項及び第31条第2項第1号」に改め、「、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」に、「とする」を「と、第31条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定（第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用し、第1条の規定（第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

「参 考」

第 1 条による今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧				
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 23 条第 1 項、第 27 条及び第 28 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第 23 条第 1 項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 31 年今治市条例第 17 号。以下「任期付職員条例」という。)第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、同条第 2 項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、同条例第 27 条中「第 24 条に規定する職にある職員」とあるのは「第 24 条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、同条例第 28 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第 1 (第 7 条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">号給</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 23 条第 1 項、第 27 条及び第 28 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第 23 条第 1 項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 31 年今治市条例第 17 号。以下「任期付職員条例」という。)第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、同条第 2 項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、同条例第 27 条中「第 24 条に規定する職にある職員」とあるのは「第 24 条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、同条例第 28 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第 1 (第 7 条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">号給</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額
号給	給料月額				
号給	給料月額				

	円		円
1	<u>392,000</u>	1	<u>380,000</u>
2	<u>440,000</u>	2	<u>427,000</u>
3	<u>492,000</u>	3	<u>477,000</u>
4	<u>555,000</u>	4	<u>539,000</u>
5	<u>634,000</u>	5	<u>615,000</u>
6	<u>740,000</u>	6	<u>718,000</u>
7	<u>864,000</u>	7	<u>839,000</u>

「参 考」

第2条による今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>4 第2項の規定による号給の決定_____</p> <hr/> <p>____は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 今治市職員の給与に関する条例(平成17年今治市条例第44号。以下「給与条例」という。)第3条、第5条、第8条、第9条、第11条、第24条及び第25条_____の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例_____第23条第1項、第27条、第28条第2項及び第31条第2項第1号の規定の適用については_____</p> <hr/> <p>____、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>5 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 今治市職員の給与に関する条例(平成17年今治市条例第44号。以下「給与条例」という。)第3条、第5条、第8条、第9条、第11条、第24条、<u>第25条及び第31条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項_____</u>の規定の適用については、<u>同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任</u></p>

期付職員の採用等に関する条例(平成31年今
治市条例第17号。以下「任期付職員条例」と
いう。)第7条第1項に規定する特定任期付
職員」と、同条第2項中「管理職手当を支給
される職員」とあるのは「管理職手当を支給
される職員又は任期付職員条例第7条第1
項に規定する特定任期付職員」と、同条例第
27条中「第24条に規定する職にある職員」と
あるのは「第24条に規定する職にある職員及
び任期付職員条例第7条第1項に規定する
特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中
「100分の125」とあるのは「100分の95」
と、第31条第2項第1号中「100分の105」と
あるのは「100分の87.5」とする。

3 略

期付職員の採用等に関する条例(平成31年今
治市条例第17号。以下「任期付職員条例」と
いう。)第7条第1項に規定する特定任期付
職員」と、同条第2項中「管理職手当を支給
される職員」とあるのは「管理職手当を支給
される職員又は任期付職員条例第7条第1
項に規定する特定任期付職員」と、同条例第
27条中「第24条に規定する職にある職員」と
あるのは「第24条に規定する職にある職員及
び任期付職員条例第7条第1項に規定する
特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中
「100分の127.5」とあるのは「100分の175」
とする

3 略